

平成23年2月第265回定例会 議員提出議案及び審査結果

(2月24日提出)

発議第1号 青森県議会会議規則の一部を改正する規則案 (2月24日原案可決・満場一致)

(3月10日提出)

発議第2号 尖閣諸島領域侵犯事件の不起訴処分に抗議し、万全の領域警備を求める意見書案  
(3月10日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、公健、共産、林檎 / 反対：民主、社県]

発議第3号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書案  
(3月10日原案否決・賛成少数)

[賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎]

(3月18日提出)

発議第4号 青森県議会委員会条例の一部を改正する条例案 (3月18日原案可決・満場一致)

発議第5号 青森県議会事務局条例の一部を改正する条例案 (3月18日原案可決・満場一致)

発議第6号 環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加を行わないよう求める意見書案  
(3月18日原案可決・満場一致)

発議第7号 日本の医療を守るためにTPP交渉への参加を行わないよう求める意見書案  
(3月18日原案可決・満場一致)

発議第8号 平成23年東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書案  
(3月18日原案可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党    民主＝民主党    公健＝公明・健政会    共産＝日本共産党  
林檎＝クラブ林檎    社県＝社民党・県民クラブ

【動議】

(3月9日提出)

議案第49号に対する編成替えを求める動議

(3月9日否決・賛成少数)

〔記名投票結果〕

投票総数44票

白票(賛成) 17票

渋谷 哲一	一戸 富美雄	川村 悟	安藤 晴美
古村 一雄	奈良岡 克也	山田 知	松尾 和彦
今 博	山内 正孝	三上 隆雄	田名部 定男
山内 崇	北 紀一	諏訪 益一	菊池 健治
中村 寿文			

青票(反対) 27票

高橋 修一	工藤 慎康	夏堀 浩一	小桧山 吉紀
畠山 敬一	丸井 裕	三橋 一三	岡元 行人
熊谷 雄一	相川 正光	工藤 兼光	伊吹 信一
森内 之保留	中谷 純逸	清水 悦郎	越前 陽悦
大見 光男	中村 弘	阿部 広悦	滝沢 求
高樋 憲	西谷 冽	田中 順造	神山 久志
成田 一憲	山内 和夫	三村 輝文	

---

## 青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

(発議第1号・原案可決)

青森県議会会議規則(昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。  
第五十五条を次のように改める。

### 第五十五条 削除

第六十一条に次の一項を加える。

- 3 第一項の質問は、同一議員につき、前項の通告をしたものについて二回を超えることができない。ただし 特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第六十二条に次の一項を加える。

- 3 第一項の質問は、同一議員につき、同項の同意を得たものについて二回を超えることができない。ただし 特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第六十三条中「第五十五条((質疑の回数))及び」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



### 提案理由

質疑の回数の制限を廃止するため提案するものである。

尖閣諸島領域侵犯事件の不起訴処分に抗議し、  
万全の領域警備を求める意見書案

(発議第2号・原案可決)

昨年9月に発生した尖閣諸島領域侵犯事件について、那覇地検は1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国人船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。重大かつ悪質な事件であるにも関わらず、不起訴処分としたことは、今後、同様の事件が発生した際の前例を残すこととなり、到底この措置に納得することはできず、嚴重に抗議する。

昨年の事件はわが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせている。わが国は、四方を海に囲まれ世界第6位の排他的経済水域を誇っている。豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は、わが国にとって死活的に重要な国益である。

よって、国会及び政府にあっては、昨年の尖閣諸島領域侵犯事件を風化させないためにも、以下の事項について速やかに実現を図り、領域警備に対する国民の信頼回復に努めるよう強く求める。

- 1 2月10日に中国人船長に求めた損害賠償について、必ず賠償に応じるよう粘り強く求め、中国政府に対しても謝罪と賠償を求めること。
- 2 わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年3月10日

青 森 県 議 会

**社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局  
青森河川国道事務所の存続を求める意見書案**

(発議第3号・原案否決)

地方分権改革推進委員会は、平成20年12月8日の第二次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針2007」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行いました。その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかなりません。

平成21年8月の総選挙で政権党となった民主党政府は、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、「国の出先機関の原則廃止」をとることを明らかにしました。この決定は、自公政権時代よりも、一層、財界の要求を取り入れたものです。さらに、平成22年12月28日の閣議決定は、平成23年6月までにすべての河川・道路を委譲するための協議を完了させたいと、平成24年の通常国会に関係法案をもとに、平成26年以内に委譲をするというものです。

社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法の下で全国平等の利益を保障するための国の責任と義務をもった事業です。国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所がおこなっている業務は、日本の特異な地形がもたらす台風・集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から、岩木川・馬淵川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈としての国道の改築・維持修繕・交差点改良・冬期の交通網の確保をする雪寒作業などによって、青森県内の経済活動と生活を支える重要な国道事業であり、地域と密着した行政機関としての任務もっています。

岩木川水系では百年に一度の規模の洪水では、350箇所を超える水防活動箇所があり、馬淵川では30箇所弱の水防活動箇所があります。こうした青森県に生活する県民の安全、安心のためにも危険箇所を一日も早く解消することや、全国に遅れている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、防災・維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き、青森河川国道事務所の存続を求めるものであります。

よって、つぎの事項について実現を図ることを求めます。

**【項目】**

1. 社会資本整備と管理は、引き続き、国の責任で実施すること。
2. 岩木川・馬淵川、国道4号・7号・45号・101号・104号の改修・改築・維持管理を担う国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所を存続すること。
3. 全国に遅れている青森県内の社会資本整備の推進と防災・維持管理に重点的予算配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年3月10日

青 森 県 議 会

## 青森県議会委員会条例の一部を改正する条例案

(発議第4号・原案可決)

青森県議会委員会条例(昭和三十一年九月青森県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表商工労働エネルギー委員会の項を次のように改める。

商工労働観光エネルギー委員会	商工労働部、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所管に属する事項	八人
----------------	--	----

### 附 則

- この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 改正前の青森県議会委員会条例第二条に規定する商工労働エネルギー委員会(以下「旧委員会」という。)の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する商工労働観光エネルギー委員会の委員となるものとし、その任期は、旧委員会におけるその委員の残任期間とする。



### 提案理由

青森県部等設置条例の改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改めるため提案するものである。

## 青森県議会事務局条例の一部を改正する条例案

(発議第5号・原案可決)

青森県議会事務局条例(昭和四十七年三月青森県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」及び「図書室」を削る。

第二条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」を削り、同条の調査課の項に次の一号を加える。

### 三 議会図書に関する事項

第二条の図書室の項を削る。

第三条中「及び室」を削る。

### 附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。



### 提案理由

図書室を廃止し、議会図書に関する事項を調査課の事務分掌とするため提案するものである。

## 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への 参加を行わないよう求める意見書案

（発議第6号・原案可決）

政府は昨年11月「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、米国や豪州などが加盟交渉中の環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について、関係国との協議開始を決定した。現在、国では「食と農林漁業の再生実現会議」において、ＴＰＰを含めた農業改革のあり方などを検討し、6月には国の基本方針を策定することとしている。

ＴＰＰにより関税等の国境措置が撤廃された場合、自由貿易化への流れが加速し、国内の農林水産業の生産額や食料自給率及び農山漁村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、郵政等幅広い分野また雇用への深刻な影響も懸念されることから、多くの地方議会から反対の声が上がっている。

農林水産省は、十分な準備のないままわが国がＴＰＰに参加した場合、国内農林水産物が価格の安い外国産に置き換わることなどにより、生産額が4兆円以上減少、食料自給率は約13%にまで低下すると試算している。

とりわけ、食料供給県である本県においては、農林水産業は食品加工や流通など多くの産業と密接に結びつき、本県経済・社会を支える基幹産業としての役割を果たしており、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白である。

よって、政府においては、農山漁村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保の基本理念を堅持し、食の安全・安心供給、食料自給率確保のためにも、第一次産業や地域経済が犠牲となるようなＴＰＰ交渉には参加を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

青 森 県 議 会



日本の医療を守るためにTPP交渉への  
参加を行わないよう求める意見書案

(発議第7号・原案可決)

政府は昨年6月に「新成長戦略」を閣議決定し、その中で、医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として位置付けた。このため、医療の営利産業化に向けた市場開放についての議論が急速に展開され、本年6月には環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加可否が判断されることになった。無条件参加が決定すれば日本の医療に確実に市場原理主義が導入され、世界に誇る我が国の国民皆保険制度は加速度的に崩壊していく事になりかねない。

医療への市場原理主義の導入は国民皆保険制度を崩壊させる恐れがあり、国民の生命をも脅かすものである。「いつでも、どこでも、だれもが」医療を公平に受けることができる国民皆保険制度をこれからも堅持していくよう、医療の市場開放に繋がるようなTPPへの参加を行わないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

青 森 県 議 会

## 平成23年東北地方太平洋沖地震の 緊急災害対策を求める意見書案

(発議第8号・原案可決)

去る3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、東北地方を中心に数多くの尊い人命が奪われたほか、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉の冷却が機能せず、高濃度の放射線が確認されるなど、我が国がかつて経験したことのない、まさに国難ともいふべき未曾有の大災害となりました。

今回の地震により亡くなられた多くの方々とその御遺族に対し、深く哀悼の誠を捧げるとともに、今なお避難生活を余儀なくされている数十万人の方々に心からお見舞い申し上げます。

本県においても、津波による住家の損壊・流失、港湾・漁港施設等の公共施設への被害、漁船・漁具の滅失等の農林水産業被害など甚大な被害が生じているところです。

特に、八戸地域は、昭和39年の新産業都市の指定以来、パルプ・紙、鉄鋼、非鉄金属、食料品等を中心に東北における代表的な産業開発の拠点地域として、本県の経済を支えてきました。然るに、今般の災害により、甚大な被害を受けており、早急な復興対策が求められているところです。

また、燃料油や食料品、医薬品など日常生活に不可欠な物資が不足しており、特に石油燃料の不足は深刻で、被災地の救援、復興の支障となるばかりか、県民生活そのものに大きな影響を及ぼしています。

目下、本県では、市町村をはじめ自衛隊等国関係機関及び諸団体の協力のもとに、総力を結集し、復旧に向けて全力を尽くしているところであります。さらに、壊滅的な被害となった岩手県、宮城県、福島県の復興に向け、同じ東北人として、被災者の受入れ等できる限りの助力を行ってまいります。

よって、国におかれては、本県のこのような事情に鑑み、特に次の項目につき、国民の不安を払拭するためにも早急に復興見通しを示すとともに、特段の措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 石油燃料の量的な確保と安定的な流通体制の確立
- 2 被災者に対する生活支援の強化
- 3 八戸地区新産業都市における産業の早期復興に向けた新たな支援制度の創設及び重要港湾八戸港の機能回復
- 4 災害復興に向けた青森港の活用
- 5 食料、医薬品、生活必需品等の流通確保
- 6 農林水産業被害への支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

青森県議会

## 議案第49号に対する編成替えを求める動議

(動議・否決)

議案第49号「平成22年度青森県一般会計補正予算（第8号）案」について、オーダーメイド型貸工場の活用促進を図るための貸付けを削除し、再提出することを要求する。